

## 第1回景観審議会の質問・意見と（案）への対応事項

項目	質問・意見	（案）への反映状況
色彩基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸田市では、規模が大きいものや高い位置に掲出されているものは、ある程度色彩の規制をすべきというように考えた（にぎわいだけでなく景観に大きな影響を与える場所に設置されているものについては、抑制的に規制・誘導していくことが重要。広域的に影響を与える大きなものについては、慎重にデザインしていただく）。 にぎわいの方向性だけでなく、緑の映える街並みを整える観点を重視したほうがよい（その意味で（用途地域外の独立広告の基準）彩度6を敢えて緩める必要はないのではないか）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観重点地区については、よりきめ細かな基準を検討すべきエリアとして位置づけているため、（仮称）新駅周辺特定地域については、一定の大きさ以上の独立広告物について色彩基準を採用することとしました。 <b>基準(案)に反映</b></li> <li>● 市街化調整区域で、県道等に向けて掲出される用途地域外の独立広告（一般広告物）の色彩基準については、「緑の豊かさが感じられる広告景観をつくる」視点を重視し、基準の緩和をせず、県基準を採用します。 <b>基準(案)に反映</b></li> </ul>
独立広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立広告物の表示面と支持物件の規制はどのように行っているのか。表示面と支持物件・ハウジングを分けているのか。広告面とポールが一体となっていて、そのポールの彩度が非常に高いというケースがあった場合、どうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観条例では景観計画重点地区においては、5m以上の工作物（サインポールなど）の届出を義務づけており、駅周辺は賑わいと憩いづくりに配慮した誘導が必要なエリアです。その具体的な基準を検討し、サインポール等の支持部分（主に柱部分を対象）について色彩基準を追加しました。 <b>基準(案)に反映</b></li> </ul>
広告旗	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 足元にあるものでも秩序感を阻害するものや、景観資源への見え方を阻害するものは積極的に規制したほうがよいと感じる（戸田市では、のぼり旗を適正な間隔で置くことと、接道の部分の絶対的な上限を定めている）。</li> <li>● 広告旗が密集していると抵抗感がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他の広告物のうち、容易に連続して掲出可能な「広告旗」については群化を誘導し景観形成を妨げるものと考え、適正な間隔で設置し、広告旗の総量を抑えるよう基準を追加しました。 <b>基準(案)に反映</b></li> </ul>

<p>地域内案内広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内案内広告とはどのようなものか。規制する場合の大きさはどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検討案の段階では、一定のエリアで店舗名称や方向、距離の案内のために掲出される案内誘導看板をイメージしていました。</li> </ul> <div data-bbox="1050 443 1332 672" style="text-align: center;"> <p>例</p> </div> <p>例えば、複数の事業者が共同で掲出する上記のタイプの屋外広告物が想定できますが、自家広告物として運用できると思われるので、現基準を運用していきます。</p>
<p>沿道規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浦和流山線などのロードサイドショップに対するコントロールはどう考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿いの広告の基準については、平成23年に独立広告について表示面積と色彩の県基準が緩和された経緯があります（市街化調整区域の独立広告物（空地利用広告）については色彩の基準強化）。市域一律の規制については、現状では困難と考え、基準化は見合わせました。なお、道路沿いに連続して設置される広告旗については、基準を強化します。</li> </ul>

<p>デジタルサイネージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタルサイネージの設置は、商業地域等に限定してはどうか</li> <li>● 三郷中央地区には電飾看板が見られる。少なくとも「点滅広告及び可動光型」の規制を盛り込むべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタルサイネージについては、主に商業系地域や主要幹線に掲出されています。また電飾看板（例えば開店時のみ掲出される移動式看板）などを採用している事業者もいます。</li> </ul> <p>デジタルサイネージは大小様々なタイプが存在し、県条例においても運用上の困難さから基準化された経緯はありません。地区の限定に関しても、デジタルサイネージを商業地域等に限定すべきなのか、あるいは住宅への配慮をすべきなのか難しい課題がありますので、方針（案）のとおり県電光式屋外広告物ガイドラインを活用することとし、基準化は見合わせました。</p>
<p>野立て広告 立看板等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無秩序な野立て広告の設置は、沿道景観を損ねるばかりか、視界を遮る可能性もあり、一定の秩序を持たせるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 足元に設置される広告について、視界を遮ったり、乱立したりしかねないものについて再検討しましたが、いわゆる立看板については期間限定で出されるケースがほとんどであること、又屋外広告物法に基づき市がすでに行っている簡易除却（はり紙、立看板）の対象でもありますので、基準化は見合わせました。</li> </ul>

# 三郷市景観審議会スケジュール

H27.2.13

回別	報告（諮問）内容	主な内容
<b>平成26年度</b>		
第1回 景観審議会 平成26年12月24日	【意見聴取】 ・屋外広告物の規制・誘導の方針（検討案）について	制度説明、方針の検討案（基準の検討案）について意見聴取
（事務局） 策定作業	屋外広告物の基準（案）の作成	基準（案）の検討・調製
第2回 景観審議会 平成27年2月13日	【意見聴取】 ・屋外広告物の規制・誘導の方針（案） ・屋外広告物の基準（案）について	屋外広告物の基準（案）の意見聴取
（事務局） 広告業者との懇談会等	関連業者他と、懇談会方式で意見交換を行う	県条例⇒市条例への移行について移行に伴う基準（県条例の基準の変更点）について
第3回 景観審議会	【意見聴取】 「三郷市景観計画の一部改正（素案）」 「三郷市屋外広告物条例骨子（素案）」	景観計画の変更案、条例骨子について意見聴取
<b>平成27年度</b>		
（事務局） 策定作業	「三郷市景観計画の一部改正（素案）」 「三郷市屋外広告物条例骨子（素案）」 上記のパブリック・コメントについて	パブリック・コメントへ向けての作業
パブリック・コメント手続 三郷市景観計画の一部改正（素案）/三郷市屋外広告物条例骨子（素案）		
第1回 景観審議会 （平成27年6月末予定）	【意見聴取】 ・三郷市景観計画の一部改正（原案） ・三郷市屋外広告物条例骨子（原案）	パブリックコメント結果の報告 各原案に対する意見聴取
<b>審議会意見の反映（最終）</b>		
平成27年度 第2回 景観審議会 （平成27年7月末予定）	【諮問事項】 ・三郷市景観計画の一部改正について 【諮問】 ・三郷市屋外広告物条例の制定について 【諮問】	最終案についての諮問
（事務局） 策定作業	「三郷市景観計画の一部改正（案）」 「※三郷市屋外広告物条例（案）」	※議会上程案作成
<b>埼玉県議会（平成27年 9月）</b>		
<b>三郷市議会（平成27年12月）上程</b>		
<b>議会可決後</b>		
（事務局） 条例周知活動	制度周知、窓口の切り替え、他	